

地域包括ケアシステムの推進と共同募金の役割

Promotion of the integrated community care syasystem and the role of community chest

二瓶 さやか¹⁾

Sayaka NIHEI

増子 正²⁾

Tadashi MASUKO

要旨

超高齢社会を迎えるわが国において、介護保険制度が「地域包括ケアシステム」の実現を目指すことを目的とした法改正がなされる等、2025年の地域創成に向けて地域包括ケアシステムの推進・構築が、重要な課題となっている。

本研究では、地域包括ケアシステムについて、関連する法律や地域包括ケア研究会の報告書から定義の変遷をまとめ概念整理を行い、地域包括ケアシステム推進にむけた課題を考察した。

また、地域包括ケアシステムの構築の為には、現在多くの地域で取り組まれている地域福祉活動の更なる推進と活動を支える多様な担い手の確保が重要であり、共同募金は、地域福祉活動を支える重要な役割を担う一つとして示唆されていることから、共同募金の概要と実際の助成配分や用途について概観した。結果、共同募金を資源とした地域福祉活動の推進は、単に地域における課題を解決するだけでなく、地域住民に地域が抱える福祉課題の意識化や顕在化へと発展することが期待され、地域包括ケアシステム推進と共に、共同募金のあり方も転換が図られる必要があると考えられた。さらに、共同募金は、助成者が恩恵を受けるに留まらず、地域社会に対する住民の連帯や、相互扶助の意識を「主体化」させる役割も担うことも示唆された。

I. 研究の背景と目的

2000年に導入された介護保険制度は、「介護の社会化」を図る福祉制度の大きな転換点となった。また、介護保険制度の導入により、在宅でサービスを受けながら地域で生活する高齢者が増加し、介護ニーズに柔軟に対応することが社会全体に求められることとなった。

介護保険制度は、社会の変容と直面する課題に対応するためその都度、改正がなされ、2015（平成

¹⁾ 十文字学園女子大学人間生活学部 人間福祉学科

Department of Human Welfare, Faculty of Human Life, Jumonji University

²⁾ 東北学院大学教養学部 地域構想学科

Department of Regional Management Faculty of Liberal Arts, Tohoku Gakuin, University

キーワード：地域包括ケアシステム、地域福祉活動、共同募金

27)年には、「地域包括ケアシステム」を地域に実現することを目指した法改正が行われている。

「地域包括ケアシステム」は、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年の到来に向け、構築と推進が求められている仕組みであり、現在の福祉分野が直面する重要な課題である。後期高齢者の急増に伴い、認知症高齢者の増加や、単独世帯の増大も想定される。こうした状況に対応するためには、介護保険・医療保険制度のみならず、地域に根差した見守りや生活支援、介護予防、住居保障、低所得者への支援など様々な支援が切れ目なく提供される必要があり、地域において包括的、継続的に生活を支える仕組みであることから、「地域包括ケアシステム」の構築が求められているところである。(地域包括ケア研究会2013)¹⁾。地域包括ケアシステムは、介護保険制度が連動して法改正が実施されている通り、高齢者施策としての位置づけで語られることが多かったが、地域包括ケアシステムの捉え方について、岡本(2017)は、「地域包括ケアシステムを単に保健・医療・介護・福祉分野の課題として捉えるのではなく、地域全体の課題、すなわち『まちづくり』の課題として捉えなければならない」²⁾と述べている。さらに、山本(2013)も「ますます厳しさを増す社会状況ならびに地域環境のなかで、地域住民の多様化・高度化・個別化していく包括ケア・ニーズに対して、柔軟かつ適正に対応していくためには、つねに地域現場と状況変化を配慮した、市町村の自主性および独自性に基づいた地域包括ケアシステムの継続的改良計画の実践が必要であろう」³⁾と述べている。このように、介護をはじめとした福祉ニーズは、介護保険制度等公的なサービスでの対応を基盤としつつ、地域における多様なニーズに対応するために、地域全体の課題として、住民一人ひとりの課題として捉える必要があるといえる。

また、全国の市町村では、地域包括ケアシステムを地域福祉計画のなかに位置づけ、地域社会の特性と市民の自主性を活かすことを目的として、地域福祉活動計画と連動しながら施策を検討し推進されているところである。地域福祉の推進を効果的に図るためには、地域福祉計画と地域福祉活動計画が密接に連動し取り組みを推進させる必要があるが、平成29年4月時点の「市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要」によると、地域福祉計画を策定している1,289市町村のうち、地域福祉活動計画と連動させて策定しているのは、651市町村で、50.5%に留まっている⁴⁾。このことから、今後より一層の連動が求められているといえる。

また、地域の誰もが安心して安全に暮らし続ける地域福祉活動を担う人材として、地域で活動する個人ボランティア、ボランティアグループ、NPOが着目され、地域福祉活動を支える多様な担い手のもと、サロン活動等が推進されている。

地域福祉の目指す目的のひとつに、地域住民が主体的に関わり、支え合う「自助」「共助」のしくみを構築しともに支え合うことが挙げられている。身近な地域で住民が支え合う「地域福祉活動」は、地域のつながりを強めていくうえで、有効な取り組みであり、地域包括ケアシステムの推進にも重要なテーマであるといえる。そして、社会構造の変化や地域住民の暮らしの変化を踏まえ、住民主体による地域課題の更なる解決力強化や体制づくりの在り方の検討が進められているところである。地域住民による支え合いと公的サービスが連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正⁵⁾(平成29年6月2日公布、平成30年4月1日施行)され、「地域共生社会」の実現に向けた改革が推進されている。住民主体の地域づくりに向けた地域力強化や地域課題の解決力の強化が求められており、これらに対応する柔軟な財源のあり方が求められているのが現状である。

そこで、本研究では、地域福祉活動を支える財源として重要な役割を担っているとされる「共同募金」に着目し、地域包括ケアシステムの推進に向けた共同募金の役割とあり方を考察することを目的とする。

1. 地域包括ケアシステムの定義

地域包括ケアシステムは、宮島（2012）⁶⁾によると、古くは、‘全人的ケア’や‘地域ケア’とも言われ、地域において医療と福祉が総合的に提供される意味があり、また、病院や福祉施設の総合的な提供体制や病院・訪問看護に重点を置いた提供体制を意味しているものなどがあつたとされている。

地域包括ケアシステムが明確に定義として示されたのは、2008（平成20）年度の老人保健健康増進等事業による「地域包括ケア研究会」報告書⁷⁾においてである。この報告では、地域包括ケアシステムについて「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」と定義された。その後、2011（平成23）年の第177回通常国会において成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」⁸⁾において、法律上位置づけられ、介護保険法第5条「(国及び地方公共団体の責務)」の第3項として「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない」とされた。

その後、2013（平成25）年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」⁹⁾（平成25年法律第112号）の第4条第4項に法律上の定義として規定され、「地域包括ケアシステム」の文言を用いて次のとおり記されている。「政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」。

さらに、2014年（平成26）年に「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」¹⁰⁾（平成26年法律第83号）により、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下：医療介護総合確保促進法）」¹¹⁾（平成元年法律第64号）が改正され、第1条に、「効率的かつ質の高い医療体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保」が追記され、第2条に、地域包括ケアシステムの定義が新たに明示されたが、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」¹²⁾（平成25年法律第112号）に用いられた定義が引用されている。

これらより、「地域包括ケアシステム」は、日常的な生活圏域におけるサービスの提供体制において、法律上、高齢者のための施策として位置付けられてきたといえる。

そして、今日では、「地域共生社会」の理念が示され、高齢者や課題をもつ本人のみならず、すべての人がそれぞれに役割をもちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現に

むけた法改正など改革が行われているところである。これまでの「地域包括ケアシステム」は、「地域共生社会」の概念に包含される形となり、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制のもと、「地域包括ケアシステム」の理念の更なる普遍化が図られている¹³⁾ ところである。

2. 2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進と課題

2025年には、厚生労働省統計協会（2016）¹⁴⁾ によると、約800万人の団塊の世代と言われる人々が75歳（後期高齢者）を迎え、後期高齢者は2,200万へと達し、全人口の4人に1人が後期高齢者となる超高齢社会となることが予想されている。

この2025年を地域包括ケアシステム構築の目標としているが、2025年以降も高齢化は進展していく。2025年時点での75歳以上の高齢者人口を2010年時点で比較した増加率の状況は表のとおりである。人口の増加率をみると、埼玉県が最大であり、これまでも指摘があるように、今後は都市部で高齢者の問題が顕著になることが示唆されている。

表1 2010年から2025年の高齢者人口推移

	2010年時点の 高齢者人口(万人)	2025年時点の 高齢者人口(万人)	増加数 (万人)	増加率	順位
埼玉県	58.9	117.7	58.8	100.2%	1
千葉県	56.3	108.2	51.9	92.2%	2
神奈川県	79.4	148.5	69.1	87.0%	3
大阪府	84.3	152.8	68.5	81.3%	4
愛知県	66.0	116.6	50.6	76.7%	5
岩手県	19.3	23.4	4.1	21.2%	43
秋田県	17.5	20.5	3.0	17.1%	44
鹿児島県	25.4	29.5	4.1	16.1%	45
島根県	11.9	13.7	1.8	15.1%	46
山形県	18.1	20.7	2.6	14.4%	47
全国	1,419.40	2,178.60	759.2	53.5%	

出典：2010年高齢者人口：「平成22年国勢調査」（総務省統計局）¹⁵⁾、2025年高齢者人口：「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）¹⁶⁾を参照・作成。

また、今後の要介護認定者の見通しについて、社会保障審議会介護保険部会（2016）¹⁷⁾ の報告によると、85歳以上人口は2030年以降10年程度、増加が続き、要介護認定率が顕著に増加されることが予測されている。2025年の後期高齢者の増加と合わせ、85歳以上人口の要介護高齢者の増加をふまえると、地域包括ケアシステムのなかでも、特に要介護状態にならない介護予防に対する取り組みが非常に重要になるといえる。また、今後単身や夫婦世帯の高齢者の増加が見込まれる状況において、地域における生活を継続するためには、生活そのものを成立させる生活支援も重要な一つである。地域包括ケアシステムは、定義に示されているとおり、医療・介護・介護予防・住まいが軸になっているが、生活支援の重要性については、「地域包括ケア研究会 地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点」¹⁸⁾ において、「住まいが確保されたうえで、生活を継続させるためには、医療・介護などに先だって、生活を持続可能にするための『生活支援』の基盤整備が必要である。最広義の意味においては、預

貯金の管理や、契約等の代理人といった権利擁護的な活動をも含めたものとなるが、一般的に、生活支援といえば、調理や買い物、洗濯、見守り、安否確認、外出支援、社会参加支援活動、日常的な困りごと支援などの多様なサービスが考えられる。(p. 17)」と記載されている。

さらに、「在宅で日常生活をすごしていく中では、『サービス化』された支援だけでなく、『見守り』や『交流の機会』などのように、日々の生活の中では一般的に見られるものの、心身の状態や家族構成の変化などによって喪失してしまう生活機能も在宅生活の継続においては、重要な役割を果たしている(p. 17)」とされている。こうした、生活支援を担う地域資源のあり方について、「生活支援は多様であるがゆえに地域差も大きい。そのため、生活支援は、自助・互助を基本としつつ、必要に応じて、共助・公助で補うことが必要である。在宅生活を継続するために必要となる生活支援は、介護保険サービスよりも、住民組織(NPO、社会福祉協議会、老人クラブ、町内会、ラジオ体操会等)や一般の商店、交通機関、民間事業者、金融機関、コンビニ、郵便局など多方面にわたる主体が提供者となりうる。(p. 17)」としている。

つまり、今後の展望を見据えた地域包括ケアシステムの構築と推進には、公的サービスに依るだけでなく、地域における「自助」「共助」等による生活支援を取り入れて、地域住民や高齢者自身による自発的な取組を促すような形で地域資源を生み出し包括的に支えていく視点が重要である。

3. 地域福祉活動と共同募金の関係性

地域包括ケアシステムの推進のためには、地域住民が地域のニーズや課題を明らかにし、地域で日常生活を支えるあらゆる主体が地域包括ケアシステムの公的サービスと連携していくことが重要である。地域の現状と住民による活動について、「コミュニティの希薄化等による高齢者の孤立や日常の生活支援、大規模災害時の減災の対応等、公的サービスだけでは解決できないケースが多く、地域の福祉課題解決のために、多くの住民組織やNPOなどが様々な地域福祉活動に取り組み、地域福祉活動を支える財源として共同募金が重要な役割を担っている」¹⁹⁾ ことを増子(2017)が明らかにしている。

共同募金は、地域福祉の推進を目的とした募金活動であり、1947年に発足以降、国民的募金活動として定着してきた。2000年に制定された社会福祉法により、共同募金の目的が「地域福祉の推進」と明確に示されたことにより、地域福祉活動推進の財源として大きな期待を寄せられることとなった。しかしながら、増子(2013)が、「社会福祉法第1条の目的で、『地域福祉の推進』が基本理念に掲げられているにも関わらず、法制度の狭間にある者や地域が抱える課題を解決するための住民組織や市民団体が行うインフォーマルな地域福祉活動の財源は担保されておらず、その多くが活動資金の確保に苦慮している」²⁰⁾ といった矛盾を指摘している。

4. 共同募金の概要

共同募金は、地域福祉の推進を目的とした募金運動である。黒木(1958)²¹⁾によると、わが国の共同募金は、敗戦後の民間の福祉事業に行政が資金提供できない公私分離政策への対策として、戦後間もない1947年に厚生労働省による主導で開始された。1947年の発足後、「赤い羽根」をシンボルとした国民的募金活動として定着し、社会福祉事業法のもと、民間の社会福祉推進に向けて、厚生施策の整っていない福祉施設の復旧支援に始まり、高度経済成長期には高齢者や障害者福祉の支援にも配分の枠を広

げ、わが国の社会福祉水準の向上を支えてきたといっても過言ではない。

共同募金は、各都道府県共同募金会が実施主体となり各都道府県内において、民間社会福祉活動団体（社会福祉協議会、福祉施設及び団体、社会福祉活動を行うボランティア団体・NPOなど）から助成申請を受けて資金需要を把握、助成計画を策定、募金目標額を設定、募金運動を実施し、民間社会福祉活動団体に助成するといった一連のプロセスをもった資金調達・供給システムである。都道府県を単位とする地域性をもった募金運動であるとともに資金需要を把握の上、助成計画を策定して募金運動を行う計画募金であることが他の募金との相違点であると渡辺（2013）²²⁾が述べている。共同募金は、社会福祉法第112条で、地域福祉の推進と寄付金を社会福祉事業、厚生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営業者に配分することを目的とすることが明記され、地域社会が抱える多様な福祉問題の解決に向けて重要な役割を担っているが、1995年から募金額は減少の一途をたどっている。

共同募金はそのもつ意味が時代と共に変化し、共同募金が開始された当時の‘寄付という他者に対する施し’という概念を超え、増子（2017）²³⁾が「地域をつくる市民を応援するファンド」と述べ、共同募金の概念の変容と示している。地域福祉の更なる推進に向け、共同募金に対する使命、理念の再定義、住民への周知や共同募金を展開していく活動や仕組みの改革が求められているのが現状である。

5. 共同募金の助成配分と使途

共同募金は、「共同募金運動」として、毎年1回、厚生労働大臣が定める期間内（10月1日～3月31日）に実施するものである。共同募金運動以外にも、地域歳末による助成など、期間以外にもさまざまな方法で年間を通じて寄付金の受け入れを行っている。平成27年度の共同募金統計²⁴⁾によると、寄付金の総計は約185億円となっている。寄付金の助成の内訳²⁵⁾を分野別にみると、高齢者22.5%、障がい児者福祉14.3%、児童・青少年福祉11.9%、課題を抱える人への活動6.4%、その他（住民全般を対象とする活動）41.5%となっている分野別では、その他の「住民全般を対象とする活動」と対象を限定しない活動への助成が最も多くなっている。

H27共同募金助成 事業種別内訳

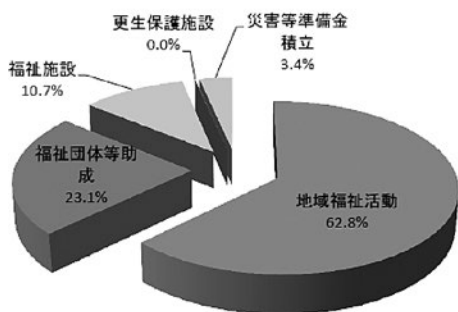


図1 共同募金助成 分野別

H27共同募金助成 分野別内訳

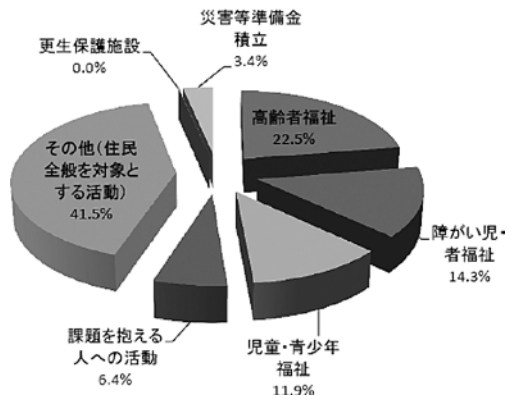


図2 共同募金助成 事業別

出典：赤い羽根共同募金：平成27年度助成内訳²⁵⁾より引用

事業別にみると、地域福祉活動が最も多く、62.8%、福祉団体等助成23.1%、福祉施設10.7%、災害等準備金積立が3.4%である。地域福祉活動の中でも、「高齢者」に対する助成が最も多く、共同募金が地域福祉活動の推進の一助となっていることが明らかとなっている。

ここでは、表1において示されているとおり、2025年時点での75歳以上の高齢者人口の2010年比較で全国最大の増加率が見込まれている埼玉県に着目し、埼玉県における平成27年度の共同募金による助成の内訳²⁶⁾を概観する。高齢者が325件で33.1%、次いで障害児・者が202件で11.9%、児童・青少年が139件で8.5%、課題を抱える人が53件で8.2%、その他が325件38.0%である。活動の目的は、日常生活支援が198件で18.7%、社会参加・まちづくり支援が295件で25.6%、社会福祉施設支援が77件で11.5%、その他の地域福祉支援が438件で39.7%、災害対応・防災が36件で4.5%であり、「その他の地域福祉支援」が最も多く、次いで「社会参加・まちづくり支援」の順であった。平成27年度の助成における活動では、社会福祉協議会による地域住民が主体となって行うサロン活動に対する支援を目的とした『サロン活動支援事業』²⁷⁾や少子高齢化、社会的孤立、生活困窮者の増加など、多様化する福祉課題に対して、市町村社協と連携してアプローチするとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを行うことにより、住民参加の共助・互助活動の拡充を図り、福祉課題への重層的な解決方法を推進することを目的とした『住民の支え合い活動等地域福祉推進支援事業』²⁸⁾など、共同募金の助成によって、1044件の活動が実施されている。

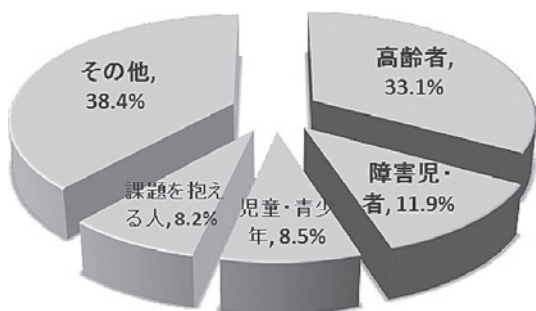


図3 埼玉県における募金配分使途

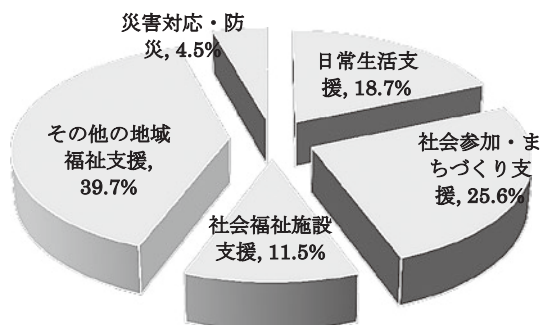


図4 埼玉県における募金配分使途 事業分類別

出典：赤い羽根共同募金：平成27年度 共同募金統計〔助成・都道府県別内訳表〕対象者分類内訳／平成27年度 共同募金統計〔助成・都道府県別内訳表〕事業分類内訳²⁶⁾ 参照・作成

6. 地域包括ケアシステム推進に向けた共同募金の役割と課題

現在の地域社会の変容、課題に対応するかたちで介護保険制度と共に地域包括ケアシステムの法改正が行われていると同時に、共同募金のあり方も地域の変容に伴い転換が図られているところである。地域が抱える多様な福祉課題と、2025年に向けた地域創成に向けて、実際に全国の都道府県で共同募金を資源とした地域福祉活動が展開されている。共同募金が地域福祉活動推進のために重要な役割を担う一方で、平成1995年度以降、募金額の減少傾向となった状況を受けて、2007年の中央共同募金会企画・推進委員会の答申によって、「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」²⁹⁾が示された。答申では、共同募金の目的としている「地域福祉の推進」の具体化について、「地域福祉の推進とは、単に申請を

受け付け、審査し、配分をすることではなく、地域で活動を行っている人びと、課題を抱える人びとなどをはじめとして、市民が主体的に参加し、地域の課題を共有し、その解決の糸口としての活動を育て、定着させていくことである。そのために、地域にある多様な団体間のつながりを、資金を媒介にしてつくっていくことである。」とした。(中央共同募金会企画・推進委員会p. 7) さらに、「市民とともに当事者主体により、助成へのプロセスを共有し、地域の福祉を推進していくとりくみに、共同募金関係者の考え方や活動を転換していくことが求められている。」と示された。共同募金を資源とした地域福祉活動の推進は、単に地域における課題を解決するだけでなく、地域住民に地域が抱える福祉課題の意識化や顕在化へと発展するものと考えられる。

実際の地域住民の意識については、内閣府による世論調査(2017)³⁰⁾が次のように報告をしている。「社会への貢献意識(社会のために役に立ちたいと思っているか)」で、「思っている」と答えた者の割合が65.4%「あまり考えていない」と答えた者の割合が32.1%であった。また、「社会への貢献内容」については、「社会福祉に関する活動(老人や障害者、子どもに対する、身の回りの世話、介護、食事の提供、保育など)」を挙げた者の割合が38.8%と最も高く、「町内会などの地域活動(お祝い事や不幸などの手伝い、町内会や自治会などの役員、防犯や防火活動など)」(30.1%)であった。報告書より、社会・地域で生じている社会福祉の課題は意識として実際に顕在化され、地域住民の社会貢献や地域福祉活動に関する参加意識も低くない状況であることが明らかとなっている。つまり、共同募金が地域福祉活動の推進を担う重要な役割を担うことの啓発を広め、地域住民が「募金」という活動に直接的に関わる行為によって、共同募金は、配分者が恩恵を受けるに留まらず、地域社会に対する住民の連帯や、相互扶助の意識を「主体化」させる役割も担うと考えられる。それは、まさに、「地域包括ケアシステム」の推進にも寄与するものであるといえる。

日本における共同募金は、特に地域包括ケアシステムにおける地域福祉活動の推進に重要な役割を担うことが示唆された。地域福祉活動を支える財源としての需要が高まる一方で、募金額が減少傾向にある現状において、共同募金を安定的に確保する為の策を今後講じていく必要があるといえる。

共同募金は、2010(平成22年)現在、世界43か国において取り組まれている募金活動であるが、その中でも著しい募金額の伸びをみせているのが韓国である。韓国における気共同募金額増加を背景に、増子(2017)³¹⁾が、韓国共同募金会へのフィールド調査を実施し、韓国における共同募金額の増加の主な要因を次のようにまとめている。①韓国共同募金会の組織形態 ②多様な募金プログラムの開発と事業支援 ③透明性の確保。募金については、「寄付」といった文化的な違いが指摘されるところであるが、三井住友信託銀行調査報告書(2011)が、「欧米に比してわが国では寄付文化が育っていないといわれてきたが、東日本大震災に対する義援金や震災以前からも‘タイガーマスク現象’など寄付文化の土壌は確実に育っている」³²⁾ことを述べている。世界比率での募金額を「寄付文化による違い」と述べるのではなく、今後の日本の将来を見据え、募金額を安定的に確保している国から示唆を得て、共同募金活動を推進させるシステムのあり方を検討していくことが今後求められている。

今後は、韓国における共同募金の現状把握とともに、共同募金を日本における地域福祉の課題解決に向けた重要なファンドとして位置付け、共同募金の機能を明らかにして、地域包括ケアシステムと共同募金の役割について更なる研究を進めていく。

【附記】

本研究は、平成29年度～平成31年度科学研究費補助金基盤研究(C)代表研究者増子正(韓国におけ

る共同募金システムのマネジメントに関する研究)の一部である。

【引用・参考文献】

- 1) 地域包括ケア研究会：持続可能な介護保険制度及び地域包括ケアシステムのあり方に関する調査研究事業報告書. 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. (2013)
- 2) 岡本浩二：地域包括ケアシステムの概念と今後の課題 ―まちづくりの視点から―. 横浜商大論集, 50 : 28 - 47 (2017)
- 3) 山本勝, 史文珍ほか：健幸社会を支える地域包括ケアシステムの基本理念と推進方策. 日本経営診断学会論集, 13 : 7 - 12 (2013)
- 4) 厚生労働省：市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要 (平成29年4月1日時点)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000184728.pdf>
(2018/01/17)
- 5) 厚生労働省：「地域共生社会」の実現に向けて ―改正社会福祉法の概要―
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000184508.pdf>
(2018/01/17)
- 6) 宮島俊彦：地域包括ケアシステムの推進について. J. Natl. Inst. Public Health, 61 (2) : 73 - 74 (2012)
- 7) 地域包括ケア研究会：地域包括ケア研究会報告書―今後の検討のための論点整理―
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/dl/h0522-1.pdf> (2017/01/17)
- 8) 厚生労働省：介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律.
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/177-6c.pdf> (2017/09/ /19)
- 9) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (平成二十五年十二月十三日法律第百十二号)
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18520131213112.htm (2018/01/17)
- 10) 厚生労働省：地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (医療介護総合確保推進法) (平成26年法律第83号)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077119.html> (2017/09/19)
- 11) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 (平成元年法律第64号) :
<http://www.houko.com/00/01/H01/064.HTM> (2017/09/19)
- 12) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (平成25年法律第112号)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/185-02.pdf> (2018/01/17)
- 13) 厚生労働省：「地域共生社会」の実現に向けて ―地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制―
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000184506.pdf>
(2018/01/17)
- 14) 厚生労働統計協会：国民衛生の動向2015/2016. 厚生指針 : 61 - 51 (2015)
- 15) 総務省統計局：平成22年国勢調査
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm> (2018/01/17)
- 16) 国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson13/1kouhyo/gaiyo.pdf> (2017/09/19)
- 17) 社会保障審議会介護保険部会 (第55回) : 介護分野の最近の動向

- http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000112916.pdf (2018/01/17)
- 18) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング：地域包括ケア研究会 地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点。
http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130423_01.pdf (2017/09/19)
- 19) 増子正, 李在櫛ほか：発展を続ける韓国共同募金の背景. 総合人間科学研究会総合人間科学, 5 : 85 - 93 (2017)
- 20) 増子正：地域福祉を支える共同募金改革への市民意識に関する研究. 日本地域政策研究, 11 : 203 - 210 (2013)
- 21) 黒木利克：日本社会福祉事業現代化論. 全国社会福祉協議会 (1958)
- 22) 渡辺一城：共同募金改革における「当事者性」. 天理大学人権問題研究室紀要, 16 : 33 - 46 (2013)
- 23) 再掲19)
- 24) 赤い羽根共同募金：平成27年度 共同募金統計
http://www.akaihane.or.jp/about/history/pdf/toukei_h27_bokin1.pdf (2017/09/19)
- 25) 赤い羽根共同募金：平成27年度助成内訳
http://www.akaihane.or.jp/about/history/pdf/toukei_h27_josei01.pdf (2017/09/19)
- 26) 赤い羽根共同募金：平成27年度 共同募金統計〔助成・都道府県別内訳表〕対象者分類内訳／平成27年度 共同募金統計〔助成・都道府県別内訳表〕事業分類内訳
http://www.akaihane.or.jp/about/history/pdf/toukei_h27_josei04.pdf (2018/01/17)
- 27) 赤い羽根募金の助成で現在行われている活動（埼玉県平成27年度）『サロン活動事業』
<http://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/findProject.do?data.prefCd=0011&data.mod=2&data.haibunMeisaiCd=0020> (2018/01/17)
- 28) 赤い羽根募金の助成で現在行われている活動（埼玉県平成27年度）
『住民の支え合い活動等地域福祉推進支援事業』
http://www.akaihane.or.jp/about/history/pdf/toukei_h27_josei04.pdf
(2018/01/17)
- 29) 2007年中央共同募金会企画・推進委員会：「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」をめざして
https://www.akaihane.or.jp/date/pdf/1620report_h19.pdf (2017/09/19)
- 30) 内閣府大臣官房政府広報室：国や社会との関わりについて (2017)
<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-shakai/2-1.html> (2017/09/19)
- 31) 再掲19)
- 32) 三井住友信託銀行：わが国寄付動向について. 調査レポート, 74 : 15 - 23 (2011)